

様式44

令和 5年 6月20日

三重県知事

あて

伊賀市上野寺町1165番地の3
 医療法人 清水眼科
 理事長 清水 一之
 電話 0595(23)0718



決 算 届

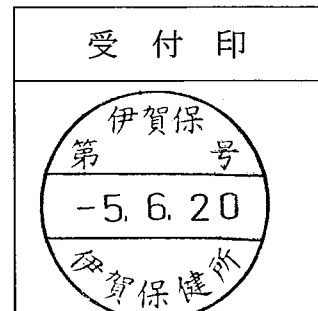
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人清水眼科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県伊賀市上野寺町1165番地の3

(3) 設立認可年月日 平成14年 3月14日

(4) 設立登記年月日 平成14年 3月25日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	清水 一之	医療法人清水眼科管理者
理事	清水 郁子	
同	清水 由香	
監事	清水 雄三	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人清水眼科	三重県伊賀市上野寺町1165番地の3	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月20日 令和3年度決算の決定

令和 5年 3月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) その他

特記なし

様式 2

法人名 医療法人清水眼科

※医療法人整理番号 D410

所在地 伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資	産	額	238,829 千円
2. 負	債	額	7,661 千円
3. 純	資	産 額	231,168 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	193,999
B 固 定 資 産	44,830
C 資 産 合 計 (A + B)	238,829
D 負 債 合 計	7,661
E 純 資 産 (C - D)	231,168

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人清水眼科
 所在地 伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3

※医療法人整理番号 0410

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	193,999	I 流 動 負 債	7,661
II 固 定 資 産	44,830		
1 有 形 固 定 資 産	26,306	負 債 合 計	7,661
2 無 形 固 定 資 産	1,759	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	16,765	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	211,168
		純 資 産 合 計	231,168
資 産 合 計	238,829	負 債 ・ 純 資 産 合 計	238,829

様式 4 - 2

法人名 医療法人清水眼科

※医療法人整理番号 D44/10

所在地 伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日) /

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	203,654
2 事業費用	168,678
事業利益	34,976 /
II 事業外収益	1,862
III 事業外費用	950
経常利益	35,888 /
IV 特別損失	83
税引前当期純利益	35,805
法人税等	9,168
当期純利益	26,637 /

様式6

監事監査報告書

医療法人清水眼科

理事長 清水 一之 殿

私は、医療法人清水眼科の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月20日

医療法人清水眼科

監事 清水 雄三

